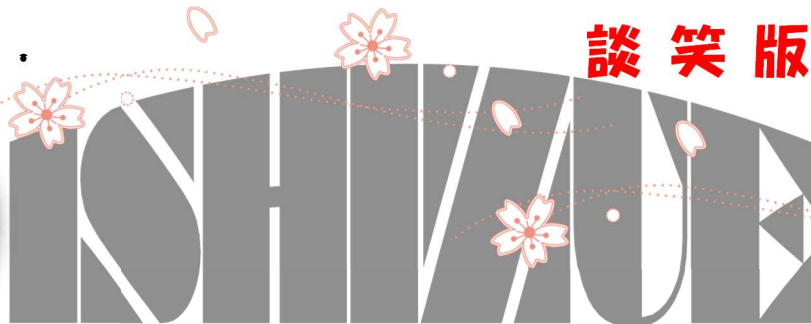


今月の表紙は・・・

談笑版



2019年4月15日号
VOL.135'

松尾が担当します❀

継続発展のために

私たちには春夏秋冬が律義にも周期を繰り返して訪れます。4つの異なる季節と季節との間（スキマ）には古傷が疼いたりと普段とは違うことが起こるため、それを節目として大切にしてきました。

天理市に陵墓がある崇神天皇の御代に、それまで宮中で祀られていた天照大神を皇居の外に遷し、思想や信仰の対象をあえて分散し、そこにもまたスキマを生みしました。

そういった季節や思想のスキマを「優しさ」とか「思いやり」でもって埋めて新たな価値を創り出そうとする行為を絶え間なく漆塗りのように繰り返し、素晴らしい文化を育んできたのが私たちの暮らす地域であろうと思います。

そして思えば事業もまた、「スキマを埋める」行動であろうと思います。

まだまだ社会には満たされていないスキマがあって、そこにビジネスチャンスが生まれ、投資をし、回収をする。事業とはその繰り返しなんでしょうし、その行為のことを「変化」というのであろうと思います。新元号が発表されるにあたり、わが国最初の元号は「大化」であるらしく、日本人というのはその昔から「変化」を志向してきたのだなと勝手に解釈し、勝手に感心していた次第です。

トンネルを掘る工事は、「基準点」を常に大切にすると教えて頂いたことがあります。トンネルを掘り始める最初の地点を「基準点」と定め、掘り進む都度、常に基準点に立ち寄り、基準点からどれくらい進んだかを常に確認しながら作業を遂行するそうです。

同じように私たち個人や企業にも基準点や原点があるはずで、その原点に立脚した強みや固有技術があるはずで。

「強みのない企業なんてない。でも強みは一つしかない。」とされます。

選挙、消費増税、人手不足。さまざまな変化が訪れますが、基準点に立脚した自らの強みでもって社会のスキマを埋める経営努力を続けていかなければなりません。

私どもも、セミナー等による情報発信、海外を含む様々な土業との連携、チャート式決算書のご提供をはじめとし、昨年から国家的な課題である「事業承継」にも注力してまいりました。

ただでさえ後回しになりがちなテーマですので、私どももできるだけ早い時期からの本質的価値のあるご提案を心がけておりますが、一方で世間には様々な情報が溢れかえり、全体的な考察を加えることなく、贈与税が100%猶予される納税猶予制度の単発的な情報だけが独り歩きしてしまっている感覚もございます。

事業承継の時期に差し掛かる企業様に限らず、ぜひとも原点や強みを共有させて頂き、ともに継続発展の道を歩んでいければと考えております。

税理士 松尾 潤



INDEX

- ◆ 税理士松尾のコラム
- ◆ 労務 社保・労保の加入手続き
- ◆ 定年退職のご挨拶
- ◆ 新人紹介・セミナーのご案内



社長の声

労働保険・社会保険の加入手続き方法が知りたい！



中川さん！ 久しぶりに新人が入ったんだが、
社会保険関係ってどんな手続きが必要だったかな。



そうだよ。



では、社会保険（健康保険、厚生年金保険）と雇用保険の
資格取得手続きが必要ですね。



手続きをするには何が必要になるのかな？

本人の氏名・生年月日・住所・マイナンバー・お給料の支給予定額が
わかれば社会保険・雇用保険の両方の手続きができます。



社会保険の手続きには基礎年金番号はいらないの？

マイナンバーがわかれば基礎年金番号は不要になりました。
雇用保険の手続きには雇用保険被保険者番号がわかったほうが
いいですね。

なるほど！



扶養家族がいると聞いているんだが、家族の情報は何が必要かね。

ご家族の氏名・生年月日・住所・マイナンバーをもらってください。
被扶養者の所得も必ず確認してくださいね。同居であっても、
ご家族の年収が本人の年収の半以下かつ130万円未満※で
あることが条件です。

本人の氏名・生年月日・住所・マイナンバー・雇用保険被保険者番号・給与額
家族の氏名・生年月日・住所・マイナンバー・年収
がわかればすべて手続きできるということだね。

はい。お困りのことがありましたらいつでもお気軽に
あおば総合社労士事務所 0743-63-6694 までお電話ください。

※扶養されるご家族が60歳未満の場合は130万円、60歳以上の場合は180万円（非課税所得を含む）



定年退職

～重倉さん、長い間お疲れさまでした～

平成31年4月30日付で職員の重倉が定年退職します。今回は税理士法人あおばの前身である池田会計事務所時代から在籍している職員より重倉に向けたメッセージを掲載しました。昔からお付き合いのあるお客様には懐かしい内容かもしれません。また、関与させて頂いて間もないお客様には、あまり見られない「税理士法人あおば」を少しでも知って頂けたら幸いです。

“重倉均”一考察

私が重倉さんに出会ってから、この春で40年になる。40年前の春に入学した同じ学科の1年先輩に「重倉均」という人がいた。彼は、文学部でありながら「アメリカンフットボール愛好会（後に同好会に昇格）」の創設者で大学内でもブイブイ言わせているちょっとした名人だった。

ごく平凡な私ごときが、親しくする機会もなく、卒業式を間近にした謝恩会で、初めて彼と話をした。（実は、卒論の担当教授も同じO先生だった）この人とこれから同じ職場で働きたい…うまくやってけるかな…と、いう一抹の不安があったが、話してみると、見かけに反して（重倉さん許して！）優しさがあり、意外とカッコよかった！

そうして、重倉さんと私の36年にも亘る、職場での日々が始まった。重倉さんは持ち前の几帳面さと人柄の大きさで、私たち同期入社の4名の中では一番早くから上司の信頼を得ていた。

プライベートでも、今でこそ「イクメン」といわれる男性は多いが、まさにイクメンのさがけ、共働きの奥様と協力し合い家事は当たり前になし、マサシ君、チーちゃんを育て上げた。今では、お孫さんの子育てもされる、良きおじいちゃんである。

決して重倉さんは、口数多い人ではなく、とやかく人に言うより、まず自分が実行するスタンスの人である。人の人生と同じで、弊社もこれまでいろんな事を乗り越えつつ、おかげさまで世代を繋いで事業を続けさせて頂いている。そうした中で私自身も“あおば”で続けてこられたのも、重倉さんがいてくれたからと深く感謝している。

さあ、重倉さん、新しい元号「令和」のスタートと共に、重倉さんの新たな人生も始まる…。元気に楽しみましょうね！！
今までありがとうございました。 森下 恵子

私の教育担当は（一応）重倉さんでした。

口数の少ない上司でしたので、私は重倉さんの仕事ぶりを目で追い、自分のものにしていきました。効率よく仕事ができているのは重倉さんのおかげです（きっと）。

飲み会ではとりえず麦焼酎の「神の河」が好きで、よく作らせて頂きました。これからはお酒はほどほどに、体に気を付けて過ごして頂きたいです。本当に大変お世話になりました。
ありがとうございました。 佐藤 妙子

重倉さんは私の就職の時のキーパーソンでした。

知人の天理の文房具店のお姉さんに「会計事務所を探してるねん」と話したことからつながりました。

入社してからは、毎日のように飲みに連れてくださいました。

お陰でお酒が飲めるようになりました。

結婚してからは家族ぐるみのお付き合いでした。

夏休みには重倉邸の庭の水やり、金魚のエサやりに行きました。

ラジオ体操の当番も代わりに行きました。

廃品回収も代わりに参加しました。

お願いされるとどうしても断れませんでした。

素晴らしい先輩と出会えたことに感謝です。

林田 和男

いよいよ、重倉さんがこの4月末をもって定年退職されることになりました。まだまだ、退職まで日があると思って過ごしていました。毎日自分のことで精いっぱい、気づけば、一緒に仕事をするのも3週間しかありません。

振り返れば、重倉さんも私も入社した頃はまだ昭和でした。

毎日コツコツと、そしてひょうひょうと仕事に取り組む姿が思い出されます。総務課長として、長い間社員のお世話をしてくださいました。

後輩の私が言うのもおこがましいのですが、定年退職まで同じ会社で勤め上げるということは並大抵のことではなかったと推測します。心も体も健康であったからこそ36年間勤務できたのです。

平成の終わりとともに退職される重倉さん、お疲れさまでした。令和とともに第2の人生がスタートすることに幸多かれと願います。

小林 良子



今年4月で定年退職します重倉です。

思えばあおばの前身である池田会計事務所に入所したのが37年前の昭和58年4月1日。

昭和を駆け抜け、平成の終わりに退職するのも何かの縁なのかなと思います。

数え切れない程の思い出がありますが、中でも印象深いのは池田会計事務所が法人成りしたこと、そして池田代表が亡くなったことが一番だと思います。故池田代表をはじめ、たくさんの方の指導者と同僚・後輩にも恵まれ、何といたっても顧問先様にも良くして頂き、感謝の言葉しか見当たりません。

私は平成と共に退職しますが、税理士法人あおばは永遠です。これからも末永くお付き合いをお願い致します。

天理にはそのまま住み続けますので、何処かでお会いしましたら遠慮なくお声をかけてください。

本当に長い間ありがとうございました。

重倉 均



新入社員を紹介します



皆さまはじめまして、4月から税理士法人あおばに入社致しました高橋海史と申します。

出身は広島県尾道市で、東京、大阪での大学生活及び社会人生活を経て、この度3月に奈良に引っ越して参りました。東大寺の大仏や春日大社を参拝し、奈良県の雰囲気がとても好きになりました。今後も奈良の魅力をもっと知っていきたいです。おすすめのスポットや、おいしいお店などご存知でしたら、ぜひ教えてください。

税理士法人あおばに入社しての印象は、先輩方がみなさんとても気さくで、非常に風通しのよい環境であると思いました。

入社してまだ短いですが、すぐに慣れることができそうです。仕事面でも早く先輩方の様になれるよう、積極的に行動していこうと思います。

税務面ではもちろんのこと、あらゆる面からお客様のサポートをさせていただけるよう、責任感と向上心をもって仕事に取り組んでいきたいと考えております。業界経験が浅く、至らぬこともあるかと思いますが、お客様に喜んでいただけることを第一に、日々全力で取り組みますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高橋 海史

第97回あおばセミナーのご案内

連休明けのあおばセミナーのテーマは、**「有給休暇年5日の付与義務付け」**です。

多くのお客様からのリクエストがありましたので、詳しくお話させていただきます。

今回は、質疑応答形式でのセミナーとさせていただきますので、気になることや不安な点など質問事項を取りまとめた上でご参加くださいますよう、宜しく願い申し上げます。

【日時・場所】

令和元年5月9日（木）

午後6時開演 午後7時30分終了予定

税理士法人あおば 3階セミナールーム

【テーマ】

「違反したら罰金！？」

有給休暇年5日付与を考える会」

【講師】

社会保険労務士 中川 悦

第100回
あおば セミナー

100 回記念
特別講演

&

令和元年
9/7(土)

祝賀会

開催決定

税理士法人 あおば

発行責任者 南 谷 正 仁

本 店 〒632-0071 天理市田井庄町 528

TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223

大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀1-1-1 立売堀1番館4階

TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789

URL <http://www.aoba-atm.com>

E-mail info@aoba-atm.com

